

盛岡広域振興局長告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年8月7日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1 就任

(1) 理事

松 村 正 行 滝沢市長太郎林225番地 1
角 掛 雄 治 " 一本木200番地 2
角 掛 好 文 " 柳原12番地 2
角 掛 芳 一 " 留が森 3 番地44
角 掛 忠 嗣 " " 59番地 2

(2) 監事

角 掛 忠 春 滝沢市大森平286番地 4
角 掛 盛 美 " 留が森97番地 2

2 退任

(1) 理事

松 村 正 行 滝沢市長太郎林225番地 1
角 掛 雄 治 " 一本木200番地 2
角 掛 好 文 " 柳原12番地 2
角 掛 芳 一 " 留が森 3 番地44
角 掛 忠 嗣 " " 59番地 2

(2) 監事

角 掛 忠 春 滝沢市大森平286番地 4
角 掛 和 政 " 柳原27番地 2